
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

※本稿は、三菱 UFJ 銀行会員制情報サイト「MUFG BizBuddy」からの転載です。

2024 年 8 月 14 日

制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段 (外国法人へのロシア倒産法の適用)

弁護士 [小林 英治](#) / 弁護士 [松嶋 希会](#)

概要

2022 年及び 2023 年に、ロシア企業が、非友好国企業との紛争をロシア裁判所に持ち込む例を紹介したが、加えて 2022 年 4 月以降、ロシア企業が、債権者として非友好国企業をロシアで倒産させる例も出てきている。そこで本稿では、ロシア企業と非友好国企業との紛争の動向として、ロシアにおける外国法人の倒産を取り上げる。

1. はじめに

2022 年及び 2023 年に、ロシア企業が、非友好国企業との紛争をロシア裁判所に持ち込む例を取り上げたが(「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022 年 7 月 7 日付掲載)、「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段(アップデート)」(2023 年 8 月 21 日付掲載)を参照)、加えて、2022 年 4 月以降、ロシア企業が、債権者として非友好国企業をロシアで倒産させる例も出てきている。

外国法人(非ロシア法人)へのロシア倒産法の適用に対しては、まだ、ロシア裁判所は拘束力のある解釈指針を示していないが、裁判実務において一定の判断基準が形成されつつある。これらの基準からすると、最終的に日本企業にロシア倒産法が適用される可能性は高いとは考えられない。一方で、諸外国による対ロシア制裁を背景としてか、ロシア企業が、ロシアで強行に非友好国企業について倒産を申し立てる事例が出てきている。そこで本稿では、ロシア企業と非友好国企業との紛争の動向として、ロシアにおける外国法人の倒産を取り上げる。

2. ロシア倒産法の適用の特徴

ロシア裁判所では、これまでも外国法人についての倒産申立事例があったが、ロシア裁判所がロシア倒産法を適用して倒産事件を審理することはなかった。法人の清算は設立国法に従い実施されるため、ロシア倒産法に基づく手続は、ロシア法を設立国法とするロシア法人に限定して実施されるとされていた。

また、ロシア企業による倒産申立ての背景として、ロシアでは債権者による倒産申立てが多く、債権回収手段として利用されている面があることを指摘しておく。統計によれば、倒産手続での弁済率は非常に低いが、倒産申立てからすぐには債務者による弁済が禁止されるわけではないため、倒産を申し立てると債務者が慌てて支払いに応じるという例が多く、それ故に債権者が倒産を申し立てるといふ。手続の設計としては、基本的には、債権者申立てには、当該債権者の債権につき確定した勝訴判決が必要であり、通常の個別執行手続に対し、集団的な執行手段とも言える。

3. ロシア裁判史上初の外国法人へのロシア倒産法の適用事例

ロシア裁判史上初めて、外国法人にロシア倒産法が適用されたのは2022年4月だが、申立自体は、ロシアによるウクライナ侵攻前の2021年8月である。ロシア個人債権者が、チェリャビンスク州商事裁判所に、P社(英連邦王国の加盟国であるセントクリストファー・ネイビス連邦(以下「ネイビス」)の法人)の倒産を申し立てた事案である(第A76-31539/2021号事件)。2022年4月、チェリャビンスク州商事裁判所は、P社の倒産を認定し、P社の「財産について破産手続を開始」する決定を出した。その後の上級審も同決定を維持し、2023年3月、最高裁判所もP社のロシアでの倒産を認定した。2024年8月1日現在、破産手続はまだ終了していない。

裁判所は、①ロシアの実体法・訴訟法や倒産法の文言解釈によれば、ロシア裁判所に外国法人の倒産手続を審理する権限はないが、②ロシアに所在する財産又はロシアに密接に関係する財産について、権利能力なき組織(相続財産など)の倒産や、清算法人の資産分配に類似して、破産手続の措置を実施すべきである、さもないと、ロシア所在の財産について、「ロシア裁判所による効率的な司法上の保護を受ける権利が制限されかねない」とした。本事案では詳細な判断基準は示されていないが、事実としては、以下を認定している。

- ・P社はロシアで債権回収業を行い、唯一の財産が倒産したロシア企業に対する売掛金である。
- ・P社の株主兼代表は、ロシア国籍者である。

P社の株主兼代表は、P社は2019年1月に本国ネイビスにおいて登記料未払いで登記から抹消され、ロシアでの登録(税務登録のみ)も2021年12月には抹消されているとして、ロシアでの倒産手続の開始を争ったが、裁判所は、P社は存続していることを認定した。

4. ロシアによるウクライナ侵攻後の申立ての事例

(1) ロシア銀行による申立て

2023年1月、ロシアT銀行が、モスクワ市商事裁判所に、D社(サイプロス(キプロス)法人)の倒産を申し立てた(第A40-5658/2023号事件)。2023年4月、モスクワ市商事裁判所も、同年7月、控訴審裁判所も、上述のP社の倒産認定の判断と同様の判断に基づきD社の倒産認定を決定した。P社の倒産認定の判断と異なる点は、欧州連合(EU)の制裁も事由として挙げられていることである。EU制裁により、ロシア法人はEU域外で勝訴判決を取得してもサイプロスなどEU域内で当該判決を執行できず、また、EU制裁に関係し、ロシア法人は、サイプロスで債務者の倒産手続を開始できないため、ロシアでの外国法人債務者の倒産が拒否されると、ロシア債権者は債務者の財産を探して債権を回収する

ことが不可能になり、ロシア債権者の権利が侵害されると述べている。

本事案では、裁判所は、以下を認定している。

・D社の事業実態や財産はロシアにある。D社の責任財産は、ロシア企業に対する債権である。ロシアの銀行と融資契約・債権譲渡契約を締結している。

・D社は数社のロシア企業のホールディング会社であり、すなわち、ロシアで事業をする企業から利益を受けていた。サイプロスでは収益は得ていない。

D社は、2022年8月から本国サイプロスで清算手続に入っており、ロシアでの活動はすでに2017年に終了している、そのため、ロシアには潜在的な財産すらありえないとして、ロシアでの倒産手続の実施を争ったが、裁判所は、ロシアでの活動は終了していないと認定した。2024年8月1日現在、破産手続は実施中である。

(2)ロシア当局による申立て

2023年5月、モスクワ租税局が、モスクワ市商事裁判所に対し、R社(サイプロス法人)の倒産を申し立てた(第A40-112325/2023号事件)。モスクワ市商事裁判所は、R社はロシア法人ではないためロシア倒産法は適用されないとして申立てを受理しなかったが、2023年7月、控訴審裁判所は、上述のP社の倒産認定の事由のほか、EU制裁も考慮されるべきとして、申立不受理の決定を取り消した。2023年10月、モスクワ市商事裁判所は、R社は、ロシア所在不動産を所有・賃貸・管理するビジネスのみを行っており、実質オーナーはロシア国籍者であることから、R社の倒産を認定し、財産について破産手続の開始を決定した。2024年8月1日時点、破産手続は係属している。

5. 外国法人へのロシア倒産法の適用基準

2022年11月、A社(サイプロス法人)が、モスクワ市商事裁判所に、W社(サイプロス法人)の倒産を申し立てた(第A40-248405/2022号事件)。申立ては受理されたが、2023年1月、モスクワ市商事裁判所は、ロシア法人ではないW社の倒産手続を審理する権限はないとして、倒産手続を打ち切った。ロシア裁判所は基本的に外国法人の倒産手続は行わないこと、また、A社とW社は同一経済グループにある関係会社であり、ロシアでの倒産申立てにはサイプロスでの法的な制限を迂回する目的が伺えることも指摘した。

2023年3月の控訴審及び同年5月の破毀審も第一審決定を支持し、W社のロシアでの倒産手続を否定したが、2024年2月、最高裁判所(第二破毀審)は下級審決定を取り消して、モスクワ市商事裁判所にW社の倒産を審理するよう指示した。その後、W社は、審理が始まる前の2024年3月にA社に対する債権を弁済したことで申立債権は存在しないこととなり、2024年4月の審理では、倒産手続の開始要件を満たさなくなったとして倒産手続は打ち切られた。

最高裁判所(第二破毀審)は、以下のとおり、外国法人へのロシア倒産法の適用の判断基準を示した。当該判断に拘束力はないため、今後、異なる判断をする裁判事例が出てくる可能性がある。

①債務者とロシアとの密接な関係(ロシア裁判所の裁判権)

債務者(外国法人)とロシアとの間に密接な関係が認められれば、ロシア裁判所に当該債務者の倒産手続を審理する権限がある。密接な関係があるかは、申立受理後の申立債権の審理の際に判断される。密接な関係の有無は、特に以下のよ

うな状況で認められる。

- ・一時的ではなく、ロシアで経済活動を行っている。
- ・事業が、ロシア法域に所在する者に向けられている。
- ・経営機関、支店又は駐在事務所が、ロシアに所在している。
- ・支配者の主要な利害が、ロシアにある。
- ・支配者が、ロシア国籍やロシア居住権を有していたり、ロシア法人との間に会社法上の関係がある。
- ・不動産などの財産が、ロシアに所在している。
- ・大多数の債権者が、ロシア法人、ロシア個人又はロシアに密接に関係する事業に従事する者である。
- ・大多数の取引において、履行地がロシアである。
- ・主要な証拠が、ロシアに所在する。

②債務者の主要な利害の所在(ロシア倒産手続の効力範囲)

ロシア裁判所が外国法人の倒産手続を審理する権限がある場合、裁判所は、債務者の主要な利害がロシアにあれば(登記上は外国法人だが、実質的にはロシア組織であれば)、ロシア裁判所は一次的な倒産手続を実施し、その手続の効力は他の法域にも及ぶ。一方、債務者の主要な利害がロシア外であれば、ロシア裁判所は、ロシアに所在する財産やロシアに密接に関係する財産につき二次的な倒産手続を実施し、その手続の効力はロシアにおける活動に関する債権者や財産に及ぶ。債務者の主要な利害の所在の決定には、債務者の主要財産の所在、大多数債権者の所在、事業活動の実施場所、大部分の利益が出される場所、主要債務の特徴(特に、債務の発生場所・履行場所)、支配者の所在・支配者の主要な利害などが考慮される。

本事案では、債務者W社は、サイプロスでは事業を行っていないこと、唯一の取締役兼株主がロシア国籍者で、その息子がロシア支店の責任者であること、W社の財産は全てロシアに所在することから、債務者の主要な利害はロシアにあり、ロシア裁判所が一次的な倒産手続を実施する権限を有すると判示された。

6. 対ロシア制裁に関係した債権に基づく倒産申立て

2023年7月、ロシアZ銀行は、モスクワ市商事裁判所に、①スイスに拠点を置く国際的な銀行(以下「スイス銀行」)を相手に支払請求訴訟を起こし(第A40-121033/2023号事件)、同時に、②スイス銀行の倒産も申し立てた(第A40-166286/2023号事件)。2021年、Z銀行は、スイスの会社へのシンジケートローンの組成に参加して2,000万米ドルの融資を実行し、スイス銀行(ロンドン支店)がエーエージェントに就任した。2023年2月、Z銀行は、米国及び英国の制裁対象になり、スイス銀行は、Z銀行に対し、制裁規制によりスイス会社から受領した資金をZ銀行に送金せず、当該資金は凍結することを通知した。本事案は、紛争の原因が対ロシア制裁に関係するものである。

①支払請求訴訟

支払に関する紛争は、契約上、ロンドン国際仲裁裁判所によりイギリス法を準拠法として仲裁で解決することが合意されていたが、Z銀行は、ロシア商事訴訟法248.1条に基づき、ロシアの裁判所に訴えを提起した。2023年12月、逸失利益を除き、支払請求を認める判決が出され、2024年3月の控訴審も、同年6月の破毀審も一審判決を維持し、判決は2024年3月控訴審判決日で確定した。ロシア裁判所での審理・制裁対象者の請求認容のロジックについては、「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022年7月7日付掲載)、「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段(アッ

アップデート)」（2023年8月21日付掲載）を参照のこと。

②倒産申立て

倒産申立ては2023年8月に受理された。裁判所は、受理判断において、D社の事案におけるEU制裁に関する判断をそのまま採用し、さらに、W社の事案における最高裁判所の判断を引いて、外国法人の財産のうち、ロシアに所在する財産又はロシアと密接な関係がある財産についてはロシア倒産法が適用されうとの見解を示した。

2023年12月の審理では、スイス銀行に対する債権は係争中であり(①)、倒産申立時、Z銀行は確定判決を得ておらず申立権限を有していなかったこと、申立てには事前公示が要請されるが、事前公示されていなかったことから、申立要件を欠いているとして、倒産手続は打ち切られた。

また、Z銀行が、P社(ネービス法人)やD社(サイプロス法人)につき倒産手続が開始されている点を引用したことについては、裁判所は、これらの事案は、債務者の大部分の財産又は全部がロシアに所在しており、本事案では、以下の点が異なることを付け加えた。対ロシア制裁については言及しなかった。

- ・スイス銀行にロシア支配株主がいるわけではなく、株主にロシア人・ロシア法人はいない。
- ・スイス銀行の事業の主要部分はスイスで行われている。
- ・スイス銀行全体の財産・収益に占めるロシア所在財産・ロシア源泉収益の割合は、それぞれ0.4%、0.14%程度である。
- ・スイス銀行のロシア所在財産は、全債権弁済に十分である(個別の執行手続において十分に債権回収ができる)。

③再度の倒産申立て

2024年4月、Z銀行は、債権に関する確定判決を得て(①)、再度、モスクワ市商事裁判所にスイス銀行の倒産を申し立てた(第A40-70801/2024号事件)。申立ては2024年6月に受理され、10月に審理が予定されている。

M000376-14
(2024年8月5日作成)

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [小林 英治](mailto:ejji.kobayashi@amt-law.com) (ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 [松嶋 希会](mailto:kie.matsushima@amt-law.com) (kie.matsushima@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。